総務課長法務課長税務課長法制課長

❷ 一般社団法人 日本経営協会

常務理事・中部本部長 大久保 若穂

<名古屋地区> NOMA 行政管理講座のご案内

【平成30年9月6日(木)~7日(金)開催】

自治体職員のための

行政不服審査法の理論と実務 講座

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。本会事業活動には、平素より格別なご支援・ご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、行政不服審査制度は、法制定以来の大幅な見直し・法改正が行われ、平成28年4月に施行がなされました。それに伴い、地方自治体のご担当者様におかれましても、その改正内容と今後の手続き等について正確に把握し、適正な対応をすることが求められることとなります。

そこで今回、改正行政不服審査法の概要を理解するとともに、自治体における行政処分等に関する行政 不服申立てにおける審理実務のポイント、弁明書・裁決書等の作成方法等の解説を通じて、自治体不服審査 における理論と実務を学ぶための標記講座を開催いたします。

時節柄ご多忙の折とは存じますが、この機会に関係者の方々多数のご参加をお勧め申しあげます。

敬具

記

日 時: 平成30年 9月 6日(木) 13:00~17:00

7日(金) 10:00~16:00

会 場: NHK 名古屋放送センタービル内教室 (名古屋市東区東桜 1-13-3)

講師:税理士

(元)国税庁 徴収部 管理課 課長補佐 黒坂 昭一 氏

参加料(負担金 1名につき):

		負担金	消費税等	合 計
NOMA∉	員	29,000 円	2,320 円	31,320 円
_	般	32,000 円	2,560 円	34,560 円

申込方法:裏面の申込書に必要事項をご記入の上、FAX等で下記へお申し込みください。 折り返し、「参加券」と「振込口座名を記載した請求書」を、ご派遣責任者宛に お送りします。

- 地下鉄東山線(4分)栄駅より徒歩5分 地下鉄度道線(5分)久屋大通駅より徒歩8分 【中部国際空港より】 名数(25分)金山駅(乗換)地下鉄名城線(7分)栄駅より徒歩5分

※地下鉄駅からは、地下街、オアシス21経由でNHKビルに直通

- ・電話予約も受け付けております。その他ご不明な点は下記までお問い合わせください。
- ・負担金は原則開催日の3営業日前までに銀行振込にてお納めください。経理処理等の都合で遅れる場合は事前にご連絡ください。
- ・ご参加申込の方のご都合が悪くなられた場合は、代理の方にご出席いただきますようお願いいたします。
- ・領収書は「振込金受領書」をもって代えさせていただきます。必要な場合はご連絡ください。

キャンセル:お申し込み後、キャンセルされる場合は必ず事前(3営業日前まで)にご連絡下さい。

開催日の3営業日前〜前日までのキャンセルは受講料の30%、開催日当日のキャンセルは 100%をキャンセル料として申し受けます。なお、当日までに連絡なくご欠席の場合も、100%のキャンセル料となりますので、あらかじめご了承ください。

ご宿泊(ご参考):本会では宿泊手配(予約)はいたしませんので、直接ホテルへお申込みくださいますようお願いいたします。 ※ご予約の際に、日本経営協会からの紹介であることをお申し出いただきますと、宿泊料金の割引がございます ※ホテルの宿泊料・割引等は事前にフロントにお確かめください(時期によって変動がございます)

ホテル名	シングル客室料金(ご参考)	交 通	ホテル電話
東京第一ホテル錦	11,000 円~13,000 円(15~20%割引有)	地下鉄栄駅より徒歩3分	052-955-1001
ベストウェスタンホテル名古屋	7 000 円~	地下鉄栄駅より徒歩4分	052-263-3411

お問合せ: 一般社団法人 日本経営協会 中部本部 企画研修ゲループ (担当:竹本・里見) お申込先 〒461-0005 名古屋市東区東桜 1-13-3 NHK 名古屋放送センタ-ビル 10F

TEL (052)957-4172 FAX (052)952-7418 ホームページ http://noma-chubu.jp/

※お問合せは、平日の9:15~17:15 にお願いいたします

◆講義項目◆

※本講座の「出張講座」も承っております。お気軽にお問合せください。

第1部 行政不服申立制度の変遷

- 行政不服審査法の変遷、目的等 1
- 行政不服審査法の全面改正のポイント等
- 行政不服申立制度の現状及び

その取り巻く状況の変化

第2部 行政不服申立制度 — 理論編

第1節 不服申立制度概論

- 不服申立ての対象となる処分
- 不服申立ができる者(不服申立適格者)
- 3 不服申立期間
- 4 標準審理期間
- 請求手続
- ・処分、不作為についての審査請求
- ・再調査の請求
- 再調査請求

第2節 不服申立てにおける審理手続等

- 審査請求書の提出・補正等 1
- 処分庁の主張一弁明書
- 3 請求人の主張―反論書等
- 口頭意見陳述 4
- 5 証拠書類の提出
- 審理関係人への質問 6
- 7 審査請求人等による提出書類等の閲覧等
- 8 審理員意見書
- 行政不服審査会等への諮問
- 裁決(裁決の効力・裁決の拘束力)

第3部 行政不服申立制度 — 実務編

- 行政不服申立実務上の留意点 1
- 弁明書作成等における留意点
- 3 裁決書作成等における留意点

第4部 その他(参考)

- 最近の判決・裁決から実務上の留意点
- 要件事実論

<講師紹介>

税理士·(元)国税庁 徴収部 管理課 課長補佐

黒坂 昭一氏

平成10年 国税庁徴収部管理課課長補佐

平成 12 年 東京国税不服審判所 副審判官

平成 15 年 杉並税務署 副署長

平成17年 税務大学校研究部 教授

平成19年 大曲税務署長

平成 20 年 東京国税局徵収部特別整理部門 統括国税徵収官

平成 21 年 同 納税管理官 平成24年 東村山税務署長

平成 23 年 同 主任国税訟務官 平成26年 退官・税理士登録

現在は税理士・大学院客員教授・地方団体の徴収指導員・執筆・ 講演活動等に活躍

【著書】

Q&A 実務 国税徴収法(大蔵財務協会 平成 29 年)

Q&A 国税通則法詳解 (清文社 平成 27 年)

図解 国税通則法 (大蔵財務協会 平成29年)

相続税納付リスク対策ハンドブック (大蔵財務協会 平成30年)

Q&A 相続税 延納・物納の実務 (大蔵財務協会 平成23年)

Q&A 国税に関する不服申立制度の実務(大蔵財務協会 平成27年)

Q&A 新しい国税不服申立手続きハンドブック (大蔵財務協会 平成28年)

<本セミナーのねらい>

今般の行政不服審査法の大幅な改正を踏まえ、その改正内容を具体的に説明し、また、改正に伴う不服申立て における実務的な問題点・留意点を解説いたします。また、不服申立てに関する一般的概念及び法解釈はもとより、 より実務的な審理手続を中心に解説して、更に、弁明書の作成、裁決書の作成のほか、最近の地方税を中心とした裁 判例解説など、より実践的かつ今後の実務に役立てるような項目について講義いたします。

日本経営協会・中部本部(竹本) 行(この面をそのままFAXしてください)

FAX(052)952-

□日本経営協会会員 □一般 (該当する方にレ印を付けてください)

60010823「自治体職員のための行政不服審査法の理論と実務」講座・参加申込書 H30/9.6-7 ご派遣責任者(ご連絡担当) TEL) ふりがな (所属•役職名 団体名 Fax () 所在地 氏名 フリガナ 印 No. 所属•役職 担当経験年数 参加者氏名 メールアト・レス 年 月 <通信欄> 年 月 年 月

※ご請求書の宛名についてお知らせください【 口団体名と同じ・口異なる(宛名

- ※太枠内にご記入ください。4名様以上でお申込の場合は、別紙等に記載しあわせてお送りいただくか、複写してご利用ください。 ※参加申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。

※①参加券や請求書の発送などの事務処理 ②セミナーなど本会事業のご案内 お申込時点で趣旨にご同意頂いたものとさせていただきますので、予めご了承下さい。なお②がご不要の場合は、右口にチェックしてください。 口